



予報業務を 行うための ガイドブック

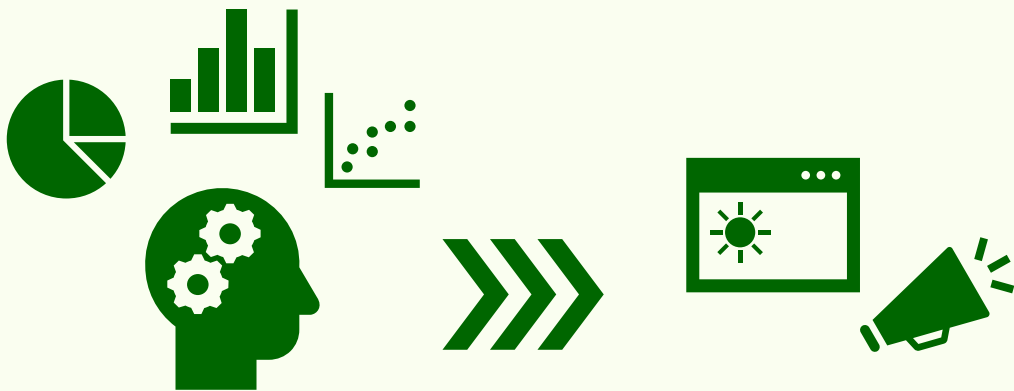


予報業務とは？

「予報」とは、「観測の成果に基づく現象の予想の発表」をいいます。

「業務」とは、「定時的または非定時的に反復・継続して行われる行為」をいいます。

つまり、予報業務とは、気温や天気などの予想結果を、
定時的又は非定時的に反復・継続して発表することを指します。



許可を受けて予報業務を行っている企業の例



民間気象会社



放送局



研究機関



モバイル
コンテンツ企業

など

予報業務を行うには、許可が必要です。

予報業務を行うためには、気象庁から許可を受ける必要があります。

この許可のことを、以下では「予報業務許可」といいます。

例えば、天気予報は人々の生活に深く関わりがあるため、技術的な裏付けのある予報を使っていただくことが必要です。

そこで、予報業務を行う人や企業などは事前に気象庁の審査を経て、予報業務許可を受ける必要があります。

予報業務許可を受けた※ということは、予報業務に対して技術的な裏付けがあるということを意味します。



予報業務許可を受けると何ができる？

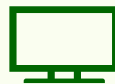
例えば、ある地域を対象とする予報業務許可を受けて、その地域を訪れる観光客や現地の観光事業者、コンサートなどのイベント開催事業者向けに予報を提供する、あるいは天候の影響を強く受ける商品を扱う事業者向けに予報を提供し需要予測に利用してもらうなど、さまざまなビジネスにつながります。



予報業務許可を受けて行われているサービスの例



工事現場を対象にした、安全に作業できる気象状況を伝える予報の提供。



自ら作成した県内の天気予報、テレビ番組にて発表。



行楽地を対象にした、レジャー（山登り、サーフィン、お花見など）に適した気象状況を伝える予報の提供。



列車の減速・停止のために鉄道事業者に関別地点の地震動の予報を提供。



気象状況によって売り上げが変わる商品（アイスなど）の売り上げ予測のための予報の提供。

など

予報業務許可事業者の一覧はこちら

予報業務許可事業者 一覧



※無許可で予報業務を行うことは、気象業務法の規定により処罰の対象となります。

予報業務許可の対象

現象

[対象になる]



大気の諸現象

(天気、気温、降水など)



地震動

(発生した断層運動による「地震動」に限る)



火山現象



土砂崩れ



津波



高潮



波浪



洪水

[対象にならない]



花粉



植物の開花予想

予報の内容や伝え方

[対象になる]



自ら作成した「東京都渋谷区」の予報を、ブログやSNSで広く公表する。

[対象にならない]



自ら作成した予報を、所属している会社や家庭内で利用する。



気象庁や予報業務許可を受けている事業者が出した予報をそのまま掲載する・伝える。またはそれを解説する。

(p.4参照「特定予報業務」に関する予報を除く。)



自ら作成した予報（発表する時点で過去となっているもの）をホームページで広く公表する。

予報業務許可を受けるには

予報業務許可を受けるには、**予報業務許可申請書と添付書類を気象庁に提出して審査を受けてください。**

予報業務の許可の基準が気象業務法第18条に定められています。具体的な予報業務許可の審査は、行政手続法にしたがって気象庁長官が定めた「予報業務の許可等に関する審査基準」に基づいて行います。

この審査の結果、前述の許可の基準に適合していると認められる場合には、気象庁長官が許可します。

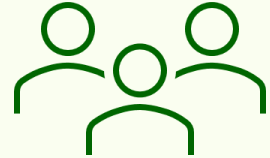


特定予報業務とは？

災害に密接に結びつく現象の予報であって、予報の特性を理解しない人が利用すると防災上の混乱を招くおそれがある予報を発表する業務を「特定予報業務」としています。

このため、気象業務法第19条の3において、**利用者へ事前に説明することを義務付ける**とともに、第17条においてこの**説明を受けた人のみに利用させる**ことを規定しています。

特定予報業務の許可の審査においては、利用者へ説明する事項や、説明を受けた人のみに利用させるような措置がとられていることなど、説明に関する許可の基準に適合していることをあわせて確認します。



対象になる現象



火山現象

(噴火と火山ガスの放出に限る)



土砂崩れ



津波



高潮



洪水

特定予報業務の許可に必要な要件

予測に係る技術的要件のほか、以下を満たす必要があります。

01 ▶▶ 特定予報業務に関する説明を実施する**施設**を備えていること



利用者へ説明するための施設が必要です。

施設とは、対面であれば会議室、オンラインであれば会議システムやカメラ付パソコン等、利用者の状態が確認できる形での説明を行うことができる施設を有しているかの確認をします。

02 ▶▶ 特定予報業務に関する説明を実施する**要員**を配置していること



利用者へ説明するための要員が必要です。

利用者へ予報の利用にあたっての留意事項を適確に説明できるような要員を有しているかの確認をします。委託する場合は、契約等に基づいて説明を行わせることとしているかの確認をします。

03 ▶▶ 利用者以外へ予報事項の**伝達を防止する措置**がとられていること



特定予報業務の予報事項については、事前に説明を受けた利用者のみ提供されることとなっています。説明を受けた利用者以外へ予報事項が伝達されることのないよう適切な措置がとられているかの確認をします。

予報業務許可に必要なこと



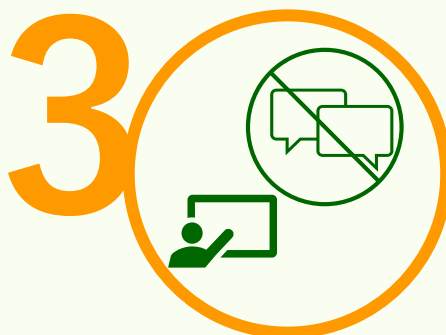
予報業務の適確な遂行に足りる予報資料の収集及び解析の**施設並びに要員**を有すること

当該予報業務を適確に遂行するに足りる観測その他の予報資料の収集及び予報資料の解析の施設及び要員を有するものであること。



警報事項を迅速に受けることのできる**施設及び要員**を有すること

当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を迅速に受けることができる施設及び要員を有するものであること。



特定予報業務を行う場合は、利用者への説明を適確に行うことができる**施設及び要員**を有すること

当該特定予報業務を行おうとする場合にあっては、第19条の3の規定による説明を適確に行うことができる施設及び要員を有するものであること並びに当該説明を受けた者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するために必要な措置が講じられていること。



気象等※の予報を行う場合は、**気象予報士を設置**すること

※気象等＝気象又は地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）

気象又は地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）

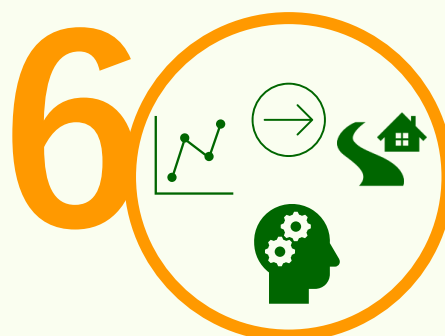
の予報の業務を行おうとする場合にあっては、当該業務に係る気象又は地象の予想を行う事業所につき、気象業務法第19条の2前段の要件を備えることとなっていること

（「第19条の2前段の要件」：気象予報士の設置）。



地震動、火山現象又は津波の予想の方法が**技術上の基準に適合するもの**であること

地震動、火山現象又は津波の予報の業務を行おうとする場合にあっては、当該業務に係る地震動、火山現象又は津波の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める**技術上の基準に適合するもの**であること。



気象関連現象予報業務※のための気象の予想を行わない場合：

土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法が**技術上の基準に適合するもの**であること

当該気象関連現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める**技術上の基準に適合するもの**であること。



気象関連現象予報業務※のための気象の予想を行う場合：

気象予報士の設置及び土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法が**技術上の基準に適合するもの**であること

当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う事業所につき第19条の2前段の要件（気象予報士の設置）を備えることとなっていること及び当該気象関連現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める**技術上の基準に適合するもの**であること。

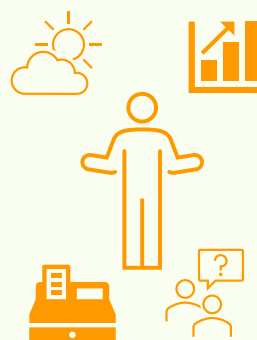
（※：気象関連現象予報業務とは、土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予報業務のことです。）

気象予報士とは

気象予報士は、気象の予報業務を行うために必要な知識と技能を持っていると認められた人に与えられる国家資格です。気象予報士の資格を得るためには、気象予報士試験に合格したうえで、気象庁へ登録する必要があります。

年2回実施される試験科目には、予報業務に関する専門知識などの学科試験と、気象の予報などの実技試験があります。

また、気象予報士には、防災の現場で気象情報を読み解き助言を行う「気象防災アドバイザー」や、別途「気象データアナリスト育成講座」を受講し気象データと他のデータを併せて分析する「気象データアナリスト」として、防災やビジネスの幅広い分野での活躍も期待されています。



よくお寄せいただくご質問

気象予報士に関して

Q1.

各事業所に置かれる気象予報士は、事業所以外の場所で予想を行うことができますか？

A1.

予報業務許可の申請時に提出する予報業務計画書に予報業務を行う事業所が適切に記載されていれば、事業所以外の自宅や外出先などからリモートアクセス環境を通じて、気象予報士が予想を行うことが可能です。



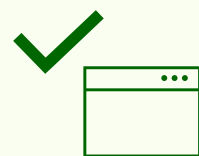
Q2.

気象予報士の配置ですが、事業所に24時間常駐している必要があるのでしょうか？

A2.

現象の予想は気象予報士が行わなければなりませんので、予報を行う時間帯には気象予報士が事業所で業務を行っている必要があります。一方、24時間予報を行っていない場合は、気象予報士を24時間設置する必要はありません。

ただし、気象予報士が解析の手法とその計算結果の品質をあらかじめ確認し、予報後には気象予報士が予報の検証等を行うなどの条件を満たせば、予報を行う時間帯に気象予報士が事務所で業務を行っていないとも気象予報士の設置基準を満たす場合があります。



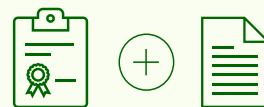
気象の予報に関して

Q3.

気象の予報業務を行うための数値予報などの予測資料は、気象庁が作成したものしか使えないのでしょうか？

A3.

気象庁以外の者が作成した予測資料を用いても構いませんが、許可申請にあたり、予測資料が観測の成果を基に自然科学的方法によって予想されたものであることがわかる資料の添付が必要です。



Q4.

気象庁の数値予報資料から格子点値を描画した資料を提供する場合にも予報業務許可が必要ですか。

A4.

気象庁の数値予報資料は、予報を行うための基礎となる資料で、それ自体としては予報ではありませんので、これをそのまま描画して提供する場合には予報業務許可は不要です。

ただし、独自の加工を行ったり、予報と称して提供する場合に許可が必要となります。



特定予報業務に関して

Q5.

特定予報業務に位置づけられる土砂崩れなどの予報を、公開のウェブサイトやSNSに掲載することはできますか。

A5.

特定予報業務は、災害と密接に結びつく現象の予報であるため、利用に当たって留意すべき事項などについて事前に説明を受けた利用者以外には提供できないことが法律で定められています。ウェブサイトなど誰でも閲覧可能な提供形態は、説明を受けていない者が利用し、防災上の混乱を招く恐れがあるため、認められません。



Q6.

特定予報業務に位置づけられる予報を顧客企業に提供する場合、顧客企業の社員一名が代表して説明を受けることで、社員全員に予報を利用していただくことは可能ですか？

A6.

許可事業者（又は許可事業者から委託を受けた説明者）から直接説明を受けていない人が予報を利用することはできません。また、説明会に参加した社員から間接的に説明を受ける、あるいは説明に使用された資料を読む等の方法では、特定予報業務に関する留意事項などを正しく理解しているとは想定されず、説明を受けたものとは認められません。



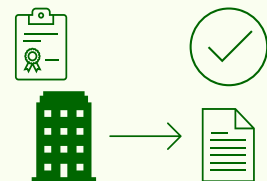
気象関連現象予報業務に関して

Q7.

洪水等の気象関連現象予報業務を行いたいのですが、入力値となる気象の資料は気象庁の予報を使用しなければならないのでしょうか。

A7.

洪水等の気象関連現象予報業務を行う際、予報に必要な降水量などの気象の入力資料は、気象庁が発表する予報のほか、気象の予報業務許可を受けている事業者の予報を用いても構いません。
自社で気象の入力資料を準備する場合は、気象予報士に予想を行わせる必要があります。



Q8.

高潮や波浪等の気象関連現象予報業務を行いたいのですが、気象予報士の資格を持つ社員がいません。それでも許可を取得することは可能ですか？

A8.

気象予報士の資格を持つ社員がいない場合は、気象庁が発表する予報もしくは気象の予報業務許可を受けている事業者の予報を用いることとした上で、現象の予想の方法が技術上の基準に適合すれば許可を取得することができます。



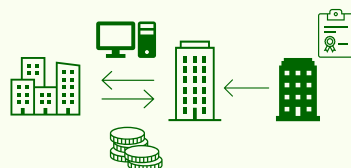
地震動の予報に関して

Q9.

個別地点の地震動の予想を行う装置などの作成に全く関与しない事業者等が、当該装置等の利用者への提供（販売等）を行う場合、または、当該装置等の地震動の予想の方法に関係しない部分の作成のみに関与する場合は、地震動の予報業務に該当するのでしょうか。

A9.

これらの場合は、地震動の予報業務に該当しません。
ただし、当該装置等の利用者への提供（販売等）を行う場合、当該装置等の地震動の予想の方法に関係する部分の作成に責任を持つ事業者については、予報業務許可を受ける必要があります。



台風の予報に関して

Q10.

台風の予報を行うことはできますか？

A10.

予報業務許可を受ければ台風の予報が可能ですが、その際「台風（台風となるおそれがある低気圧を含む。）の情報について公衆に伝達する場合は、気象庁の情報の解説の範囲に留めること」が条件として付されますので、誰でも自由に閲覧できるようなメディア等で事業者独自の台風予報を提供することはできません。

なお、数値予報資料の単純な描画は、気象解説に該当し台風予報とはみなされません。また、海外の気象機関が発表する台風の予報を解説する場合は、日本での利用を目的とした予報ではない等それぞれの予報の利用規約等に従う必要があります。さらに、このような台風の解説では、気象庁の台風情報を合わせて説明するなどの配慮を推奨します。



下記のサイトには他のご質問も掲載しております。

[気象等についてのよくある質問]

予報業務許可 質問 気象等



[地震動についてのよくある質問]

予報業務許可 質問 地震動



[気象等・地震動以外の現象についてのよくある質問]

予報業務許可 質問 以外の現象



さらに詳細を知りたい方は・・・

予報業務許可の申請手続きの解説や申請書類の具体的な記載例を含む「予報業務許可の申請の手引き」を気象庁ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

予報業務許可 手引き



予報業務許可に関するご相談先

気象庁 情報基盤部 情報利用推進課



〒105-8431
東京都港区虎ノ門3-6-9



jma_suishin@met.kishou.go.jp



03-6758-3900（代表）



気象庁

<https://www.jma.go.jp>